

目 次

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	1
○ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）（抄）	1
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	2
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成一十五年法律第二十七号）（抄）	2
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	3
○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）	4
○ 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）（抄）	5
○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）	5
○ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	5
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）による改正後）（抄）	8
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	8
○ 國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）（抄）	9
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）	10

- 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）による改正後）（抄） 11
- 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後）（抄） 13
- 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）（抄） 13
- 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄） 14
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（抄） 14
- 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄） 14
- 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄） 15
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄） 15
- 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）（農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後）（抄） 15
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（地方税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄） 15
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十一年法律第三十三号）（抄） 16
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）（抄） 16
- 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄） 16
- 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄） 17
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄） 18

- 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十一号）（抄）.....
25
- 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）.....
25
- 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）（抄）.....
24
- 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十二号）（抄）.....
24
- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（抄）.....
23
- 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（抄）.....
23

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第二条 省略

254 省略

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 省略

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、

- 第一号及び第二号に掲げる行為をいう。
- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

8 19 省略

○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）（抄）

附則

（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）

第十二条 附則第九条の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会（以下「存続都道府県中央会」という。）は、施行日から起算して三年六月を経過するまでの期間（以下「移行期間」という。）内に、その組織を変更し、農業協同組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）になることができる。

（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）

第十八条 組織変更後の農業協同組合連合会は、附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部のみを行うことその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、農業協同組合連合会とい

う文字に代えて、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（十四）省略

十五 社外取締役 株式会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であつたことがある者（業務執行取締役等であつたことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

二 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

十六（三十四）省略

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二条 省略

二（四）省略

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

¹⁵ この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

○社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債（第十四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

二 国債

三 地方債

四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）に規定する投資法人債

五 保険業法（平成七年法律第二百五号）に規定する相互会社の社債

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）に規定する特定社債（第十九号及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）

七 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（第一号及び第四号から前号までに掲げるものを除く。以下同じ。）

八 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権

九 貸付信託法（昭和二十七年法律第二百九十五号）に規定する貸付信託の受益権

十 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権

十一 信託法（平成十八年法律第二百八号）に規定する受益証券発行信託の受益権

十二 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。以下同じ。）に表示されるべき権利

十三 株式

十四 新株予約権

十五 新株予約権付社債

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資

十七 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資

十八 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

十九 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債

二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとして政令で定めるもの

2 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 2 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。

4 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行つた者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。

5 8 省略

9 この法律において「下位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 直近下位機関

二 直近下位機関の直近下位機関

三 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関

10 11 省略

(口座管理機関の口座の開設)

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

11 12 省略

十三 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者

2 省略

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 省略

2 3 省略

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 6 省略

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8～10 省略

○海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）（抄）

（先進船舶導入等促進基本方針）

第三十九条の十 國土交通大臣は、先進船舶（液化天然ガスを燃料とする船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であつて國土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の研究開発、製造及び導入（以下「先進船舶の導入等」という。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。）を定めるものとする。

255 省略

（資金の確保等）

第三十九条の十四 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第四項の認定を受けた先進船舶導入等計画（以下「認定先進船舶導入等計画」という。）に従つて先進船舶の導入等を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

○船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

- 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶
- 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
- 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及び業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（定義）

第一条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、

- 建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの
- 257 省略
- 8 この法律において「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であつて、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。
- 9～20 省略
(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定)
- 第八条 省略
- 2 社外高度人材活用新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 省略
- 二 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び実施時期
- 三～五 省略
- 3 省略
(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等)
- 第九条 前条第一項の認定を受けた新規中小企業者等（第十二条及び第十三条において「認定新規中小企業者等」という。）は、当該認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）に従つて社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 省略

（課税の特例）

第十三条 認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材が、当該社外高度人材活用新事業分野開拓を行う認定新規中小企業者等（会社であつて資本金の額その他他の事項について主務省令で定める要件に該当するものに限る。）から当該計画に従つて与えられた新株予約権の行使により当該認定新規中小企業者等の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（事業継続力強化計画の認定）

第五十条 中小企業者は、事業継続力強化に関する計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業継続力強化計画の内容に関する次に掲げる事項

イ 省略

ロ 事業継続力強化設備等（事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう。第五十二条第二項第三号ロにおいて同じ。）の種類

ハ ハート省略

三・四 省略

（事業継続力強化計画の変更等）

第五十一条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2・3 省略

（連携事業継続力強化計画の認定）

第五十二条 複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行おうとする場合にあつては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共に連携事業継続力強化に関するものを含む。以下この条及び次条において「連携事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に提出して、その連携事業継続力強化計画が適当である

旨の認定を受けることができる。

2・3 省略

(連携事業継続力強化計画の変更等)

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る連携事業継続力強化計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2・3 省略

○医療法（昭和二十二年法律第二百五号）（医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）による改正後）
(抄)

第三十条の三 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～五 省略

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

七～十一 省略

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2～18 省略

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の二第三項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の十八の二第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2・3 省略

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

(定義)

第二条 省略

3 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

4 省略

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

(整備計画)

第十九条の二 省略

2 省略

11 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

12 省略

(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 省略

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があつたものとみなす。

(民間都市再生事業計画の認定)

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下この節において「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 省略

(報告の徴収)

第二十五条 国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画（認定計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都市再生事業（以下「認定事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）（抄）

(都市再生特別措置法の特例)

第二十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略民間都市再生事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項に規定する都市再生事業であつて、同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対する同法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなす。

2・3 省略

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）

（裁定申請）

第十条 地域福利増進事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、当該事業を実施する区域（以下「事業区域」という。）内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次に掲げる権利（以下「土地使用権等」という。）の取得についての裁定を申請することができる。

一 当該特定所有者不明土地の使用権（以下「土地使用権」という。）

二 省略

2 前項の規定による裁定の申請（以下この款において「裁定申請」という。）をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業の種別（第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。）

三 事業区域

四 裁定申請をする理由

五 土地使用权の目的となる特定所有者不明土地（以下この款（次条第一項第二号を除く。）において単に「特定所有者不明土地」という。）の所在、地番、地目及び地積

六 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

七 土地使用权等の始期（物件所有権にあつては、その取得の時期。以下同じ。）

八 土地等使用権（土地使用权又は物件使用権をいう。以下同じ。）の存続期間

3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 事業により整備する施設の種類、位置、規模、構造及び利用条件

口 事業区域

ハ 事業区域内にある土地で特定所有者不明土地以外のもの及び当該土地にある物件に関する所有権その他の権利の取得に関する

計画（次条第一項第五号において「権利取得計画」という。）

二 資金計画

ホ 土地等使用権の存続期間の満了後に特定所有者不明土地を原状に回復するための措置の内容

ヘ その他国土交通省令で定める事項

二・五 省略

4・5 省略

（裁定）

第十三条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下する場合を除き、裁定申請をした事業者が土地使用権等を取得することが当該裁定申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、土地使用权等の取得についての裁定をしなければならない。

2・7 省略

（裁定の失効）

第十八条 裁定申請をした事業者が裁定において定められた土地使用権等の始期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないときは、当該裁定は、その時以後その効力を失う。

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）による改正後）（抄）

（文化財保存活用支援団体の指定）

第一百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2・4 省略

○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（定義）

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十二条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二・四 省略

2・3 省略

（農用地利用規程）

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第五号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適當である旨の認定を受けることができる。

2・10 省略

（農用地利用規程の特例）

第二十三条の二 前条第一項に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域（第八項において「農用地区域」という。）内に限る。以下この条において同じ。）を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に定める旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

2・5 省略

6 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

7・10 省略

（農用地利用規程の変更等）

第二十四条 認定団体は、第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業經營を當む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業經營を當む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2・4 省略

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用協同組合
- 四 労働金庫
- 五 信用金庫連合会
- 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会
- 七 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 八 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 十 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 十一 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 十三 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 2・3 省略

○株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（再生支援決定）

第二十五条 省略

2・3 省略

- 4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（第二十八条第二項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項第三号において「必要債権額」という。）及び次

条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5～8 省略

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（抄）

（支援決定）

第十九条 省略

2・3 省略

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合には、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「支援決定」という。）を行つたときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（以下「必要債権額」という。）及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5～7 省略

○児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）（抄）

第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一・二 省略

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 省略

②～⑥ 省略
第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護处分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）

又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

② 省略

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）

（定義）

第二条 省略

24 この法律において「外国投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいう。
25 省略

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（教育訓練給付金）

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

- 一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者である者
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

25 省略

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）（農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

(定義)

第一条 省略

第二条 省略

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一緒にして農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議をする場合にあっては当該協議が調つたものに限る。）を除く。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

一（四）省略

五 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。

六 省略

4・5 省略

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（地方税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

(固定資産税に関する用語の意義)

第三百四十一条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（三）省略

四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

五（十四）省略

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、

建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サーサービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

（経済産業大臣の認定）

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。）次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であつた者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを受けるために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該中小企業者が、他の中小企業者の役員（当該他の中の中小企業者が法人である場合に限る。次号ロ及び第三号において同じ。）又は親族（他の中小企業者が法人である場合にあっては、当該他の中の中小企業者の代表者の親族を含む。次号ロ及び第三号において同じ。）の中から当該他の中の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

二 個人である中小企業者 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の中から当該他の中の中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

三 事業を営んでいない個人 当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じてることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

2 省略

(都道府県が処理する事務)

第十六条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）（抄）

(用語の意義)

第二条 省略

2～4 省略

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、

店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6～13 省略

○民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）（抄）

(定義)

第一百九十六条 この章、第十二章及び第十三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 省略

四 住宅資金特別条項 再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第一百九十九条第一項から第四項までの規定するところにより変更する再生計画の条項をいう。

五 省略

(手続開始の要件等)

第二百二十一条 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額（住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によって弁済を受けることができる見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く。）が五千万円を超えないものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続（以下「小規模個人再生」という。）を行うことを求めることができる。

2～7 省略

(手続開始の要件等)

第二百三十九条 第二百二十二条第一項に規定する債務者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であつて、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続（以下「給与所得者等再生」）を行うことを求めることができる。

2～5 省略

○道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）（抄）

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 省略
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 省略

二 省略

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第八百五十一号）（抄）

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 省略

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第八百二十二号）（抄）

(定義)

第二条 省略

3 2 省略
この法律において「復興推進事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 省略

二 次に掲げる事業であつて個人事業者又は法人により行われるもの
イ 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業（口に掲げるものを除く。）
ロ ニ 省略

三・四 省略

4 5 省略
14

第三十七条 認定復興推進計画に定められた第二条第三項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人（当該事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定事業者」という。）であつて、当該認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この款において「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 5 省略

第三十九条 認定復興推進計画に定められた第二条第三項第二号イに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人（当該事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして当該認定復興推進計画を作成した認定地方公共団体が指定するものに限る。次項において「指定事業者」という。）であつて当該事業に関する開発研究を行うものが、当該認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において、当該開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 省略

（復興整備計画）

第四十六条 特定被災区域内の次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域であつて、市街地の整備に関する事業、農業生産の基礎盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道県（以下「被災関連都道県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。

一 東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
二 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

- 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であつて、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- 四 前三号に掲げる地域のほか、東日本大震災による被害を受けた地域であつて、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

257 省略

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 省略

四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となつた区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十七条の六第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示

二 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五 省略

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定）

第十七条の二 特定避難指示区域市町村（現に避難指示であつて第四条第四号ロに掲げる指示であるもの（以下この項において「特定避難指示」という。）の対象となつている区域（以下この項及び第九十三条において「特定避難指示区域」という。）をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）の長は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

一 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壤等の除染等の措置（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への

対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二条第三項に規定する土壤等の除染等の措置をいい、表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興府令・環境省令で定めるものにより行うものに限る。以下同じ。）を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興府令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること。

三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。

2～8 省略

（企業立地促進計画の作成等）

第十八条 省略

2 企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 省略

二 避難解除区域及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となつている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。以下「避難解除区域等」という。）内の区域であつて、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）

三・四 省略

3～7 省略

（認定事業者に対する課税の特例）

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者（第三十六条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。）が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十二条 次に掲げる条件のいずれにも該当する避難解除区域等内の区域であつて、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地（避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。以下この項において同じ。）を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設（復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設（事務所、事業所その他の業務施設で、避難解除区域等の基幹的な産業の復興及び再生、当該避難解除区域等内の地域における雇用機会の創出並びに良好な市街地の形成に寄与するもののうち、この項に規定する特定公益的施設以外のものをいう。次項第一号において同じ。）又は特定公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。同号において同じ。）及び特定公共施設（道路、

公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。同号において同じ。）をいう。以下同じ。）を定めることができる。

一 円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として

一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物（東日本大震災により損傷した建築物及び長期にわたる住民の避難に伴い利用が困難となつた建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2・3 省略

（帰還環境整備事業計画の作成等）

第三十三条 避難指示・解除区域市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区域市町村以外の福島の市町村であつて、その区域における放射線量その他の事項を勘案して次項第二号へに掲げる事業を実施する必要があるものとして復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成することができる。

2 省略

（帰還環境整備推進法人の指定）

第四十八条の十四 避難指示・解除区域市町村の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人又は帰還環境整備の推進を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、帰還環境整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2・4 省略

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 省略

2 省略

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態対策に関する事項を指示するものとする。

4 省略

（原子力災害対策本部の組織）

第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじ

め指定する国務大臣）をもつて充てる。

2
2
14

省略
(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 省略

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。
3
3
10 省略

(災害対策基本法の規定の読み替え適用等)

第二十八条 省略

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省略	省略	省略
第六十三条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
省略	災害応急対策	緊急事態応急対策
3 3 6 省略	省略	省略

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し

、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

254省略

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条から第十五条まで、第十六条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十七条及び第十九条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。）の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定（同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。）、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定（「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。）、同法第三十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日